

自動車事故被害者のための支援制度について（お知らせ）

国土交通省では、独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）と協力して、自動車事故を原因として介護を必要とする重度後遺障害者の方々とそのご家族の経済的・精神的負担の軽減を図るために、様々な支援を行っています。

○自動車事故被害者救済制度（国土交通省、独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)）

① 介護料の支給	自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に対し、介護料を支給。 (月額35,400円～209,430円) *介護保険、労災保険の介護（補償）給付等との併給不可。
② 短期入院・短期入所	自動車事故により自宅介護を受ける重度後遺障害者の方々の健康維持や、家族の負担軽減のため、全国に「短期入院協力病院」、「短期入所協力施設」を指定。 (平成31年4月1日現在：189病院、107施設)
③ 短期入院・短期入所費用助成	短期入院・入所を利用した際の患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金等に要する費用として自己負担した額の一部を助成。(年間45日かつ年間45万円まで)
④ 療護施設の設置・運営(重度後遺障害者のための専門病院)	自動車事故による重度後遺障害者(遷延性意識障害者)のための専門病院(療護施設)を全国10か所で設置・運営。(入院期間は概ね3年間)
⑤ 交通遺児等貸付	自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となったご家族(生活困窮家庭)のお子様に対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付を行う。 (当初一時金15万5千円、月額1万円又は2万円。小学校と中学校入学支度金4万4千円)
⑥ 介護者(親)なき後に備えるための情報提供	介護者が先に亡くなったり、高齢や病気等により介護が出来なくなった場合に対応するために必要な情報を集め、ナスバホームページに掲載し情報提供している。

※詳細情報、連絡・申込先：①、③～⑥は [ナスバ 支える](#)、②は [国交省 短期入院](#) で検索してください。また、総合的な案内は [国交省 交通事故にあったときには パンフレット](#) で検索してください。

●自動車事故にあって、相談先にお困りの方

上記制度も含め、各種相談窓口を電話で紹介しています。

- ・NASVA（ナスバ）交通事故被害者ホットライン 電話：0570-000738
(土・日・祝日・年末年始を除く9：00～12：00、13：00～17：00)

○自動車事故被害者救済制度について

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構では自動車事故被害者に対し、以下のような取組を行っております。

<国土交通省>

- 短期入院・短期入所協力事業
- 介護者なき後に備えるための情報提供
問い合わせ先：国土交通省自動車局保障制度参事官室
Tel：03-5253-8111（内線：41418）
URL：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/aftereffect.html>

<自動車事故対策機構（NASVA）>

- 介護料の支給
- 短期入院・短期入所費用助成 ※対象：介護料受給者
- 介護相談・訪問支援 ※対象：介護料受給者
- 療護施設の設置・運営
- 交通遺児等貸付制度
- 介護者なき後に備えるための情報提供 など
問い合わせ先：自動車事故対策機構福岡主管支所 担当：鶴崎・板橋
Tel：092-4517751 URL：<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/index.html>

※介護者なき後に備えるための情報提供については、国土交通省及び自動車事故対策機構で対応しております。

<NASVA 交通事故被害者ホットライン>

- 全国の交通事故被害者及びその家族等へ NASVA の支援制度や相談先にお困りの場合には各種相談窓口を紹介しています。
電話：0570-000738
（土・日・祝日・年末年始を除く9：00～12：00、13：00～17：00）